

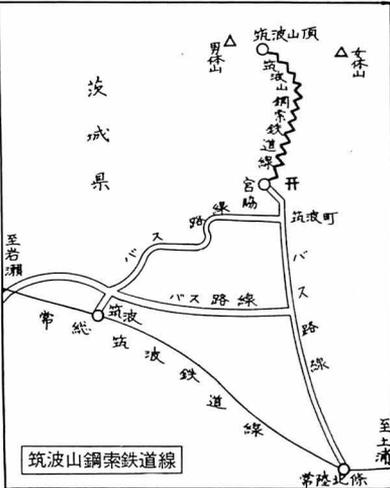
2号によりこれを彎曲して使用すべし」と規定されている。

軌条彎曲の要否は軌条の太さによって異なるもので、たとえば50kg軌条のような太い軌条では、半径400m程度、あるいはそれ以上の場合でも彎曲する必要があるが、30kg軌条のような細い軌条では、半径400m程度以下の場合でも必ずしも彎曲する必要がない。また彎曲の程度は過度にならぬように注意し、その程度は普通所定縦距の $\frac{2}{3}$ 程度に止めておくのが適当と認められている。(山本 浩)

つくばさんこうさくてつどう 筑波山鋼索鉄道

1 事業者の概要

名称 筑波山鋼索鉄道株式会社 本社 茨城県筑波郡筑波町
 資本金 3,200万円、おもな事業 地方鉄道(鋼索)業、従業員22人 保有車両 鋼索車2両。
 沿革 大正12・4会社設立、同14・10営業開始し、昭和19・1企業整備により営業を廃止したが、同27・8復活免許を受け、同29・11営業を再開して現在に至る。



2 地方鉄道線 茨城県下の宮脇・筑波山頂間1.6kmの単線、動力は電気、軌間は1,067mで旅客運輸の鋼索鉄道である。昭和27・8・28免許、同29・11・3運輸開始した。

3 沿線の観光地 筑波山神社。

4 運輸概況

項目	29	30
旅客輸送人員(千人)	103	388
人口(千)	164	620
旅客収入(千円)	5,842	22,549
運輸雑収(〃)	2	5
収入合計(〃)	5,844	22,554
営業費(〃)	4,124	12,305
営業利益(〃)	1,720	10,249
営業係数(%)	71	54

(石川 貞)

つけかえかんじょう 付替勘定 本来の目的としては、決算箇所相互間における会計取引を整理する勘定であり、仕向勘定がこの性格を有しているが、その他の付替勘定は清算勘定ないし仮勘定の性格を有するものであり、狭義における付替勘定ではない。これには電源開発受託工事勘定、総括勘定、回金勘定、引換代金受勘定、引換代金払勘定、車掌回金勘定、受託工事勘定、駐留軍立替金勘定、連絡清算勘定がある。(中川登代雄)

つなぎばこ つなぎ箱 (英)junction box; connection box 配線工作・保守・点検を容易にするために、主電動機その他の回転機の口出線と外部配線との接続箇所、台車と車体間ならびに車体間の渡り線の接続箇所、その他1箇所から多数分岐を必要

とする接続箇所等において、これらの端子を接続するために設けられた箱である。各端子相互間および各端子と外箱とは十分な絶縁構造とするとともに、外箱は防水・防塵構造としてある。(沢野周一)

つません 妻線 日豊線広瀬駅から西北方に出て妻を通過し杉安駅に至る19.3kmの線。日豊線に属する簡易線である。大正3・6広瀬・妻間宮崎県営鉄道として開通、大正6・9国有鉄道に移管、妻線と呼称、大正11・8杉安まで開通したものである。なおこの線は昭和19・12営業を一時休止したが、昭和22・3復活した。(森 徳寿)

つみあわせしゃ 積合車 多数の荷主から託送された小口貨物を取りまとめ、1駅ないし3駅行として仕立てた小口貨物積貨車をいう。1駅発1駅行、1駅発2駅行、1駅発3駅行および2駅発1駅行の4種類があり、積合車による輸送にはつぎの利点がある。

- 1 途中の積卸作業が少ないので積載効率が向上する。
- 2 列車の停車中に積卸を行わないので荷役作業が容易である。
- 3 締切り輸送されるため急行列車に連結されるので、貨物は速達し、貨車運用効率が向上する。
- 4 荷物事故を防止できる。

積合車の仕立てに当っては、積載量の基準、積載貨物による制限、環状線または分岐線における迂回(うかい)輸送の制限、第1着駅の制限等が規定され、積合車による輸送の円滑をはかっている。(大竹安治)

つみおろしかぬしふたにかもつ 積卸貨主負担貨物 貨車または自動車への積込または取卸作業が、貨主の負担において行われる貨物。現在は車扱貨物ならびに車扱貨物と着駅および荷受人を同じくする小口扱貨物でその車扱と同一貨車に積むものがこれに相当し、これら以外のもので貨主の負担になるものは、臨時とくに貨主負担とする場合である。(重森直樹)

つみおろしじかん 積卸時間 積卸貨主負担の貨物の積込または取卸しを、時間的に無制限に放置するときは、貨車(自動車を含む)の運用効率を低下させるので、つぎのとおり一定の積卸時間をもうけ、この時間をこえたときは、貨車留置料(自動車留置料)を受取することにして積卸荷役の促進をはかっている。

積込時間・取卸時間

- 1 貨車の場合
 - (1) 火薬類(火薬類と他の貨物とを共載した場合を含む)2時間。
 - (2) その他の貨物5時間。
- 2 自動車の場合1時間。

ただし貨物の発着が多くて、国鉄が運輸上の支障を生ずるおそれがあると認めるときは、これを短縮することがある。(重森直樹)

つみおろしにぬしふたにもつ 積卸し荷主負担荷物 手荷物および小荷物は、旅客列車・汽船または自動車によって運送し、これが車船内への積込みまたは取卸しは、鉄道において行うのを原則としているが、つぎの小荷物については例外として積込みまたは取卸しを荷主の負担において行うこととなっている。

- 1 死体。ただし学術研究・犯罪捜査または裁判上の鑑定に供する死体は、鉄道において積卸しを負担する。
- 2 制限外小荷物の特認によって受託した場合で、1個の重量が100kg以上のもの。
- 3 荷物車を貸切って運送する貸切扱小荷物。(金田政吉)